

< 平成28年3月期・労働者派遣ビジネスにおけるマージン率 >

平成28年6月10日 ACT

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(ACT)は事業年度終了後、派遣先から受取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率という)を公開することが義務付けられた。(法代23条5項)

$$\text{マージン率} = (\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}) / \text{派遣料金の平均額}$$

小数点2位以下は、4捨5入

単位:円

	平成28年3月期 (2016年3月期)	平成27年3月期 (2015年3月期)	前年比較
1. 派遣労働者の数	13名	15名	2名減
2. 派遣先の数	6社	5社	1社増
3. 派遣料金の平均額(一人・8時間)	¥25,179	¥24,466	¥713
4. 派遣労働者の賃金の平均額(一人・8時間)	¥17,125	¥16,368	¥757
5. 派遣労働者平均の賃金率(4/3)	68%	67%	1%
6. 派遣会社(ACT)のマージン率(注)	32%	33%	-1%
7. 派遣会社(ACT)のマージン(3-4)	¥8,054	¥8,098	¥-44

(注1)上記数値は、派遣労働者の平均値にて計算している。

(注2)派遣会社側のマージンには、社会保険の会社負担分、及び交通費等が含まれている。  
これらの会社負担分は、約12%くらいとなる。

< 教育訓練に関する事項 >

・情報セキュリティ/個人情報保護教育、労働安全衛生教育、テーマ及び階層別教育、IT技術教育